

カナダの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

カナダは、北米大陸の北側において世界で2番目に広い国土を有し、10州と3準州から構成される連邦制の立憲君主制国家である。

11世紀頃からヴァイキングがニュー・ファンドランド島に到達していたが、本格的にヨーロッパからの移住が始まったのは16世紀前半からであり、1583年にはイングランドがニュー・ファンドランド島に初の海外植民地を建設した。他方、フランスは、1608年に、ケベックに交易所を設立した。それ以降、英国とフランスの間で植民地争奪が激しくなり、1756年には「7年戦争」が勃発した。その結果、1763年には、英国の支配権が確立するに至った。その後、1867年に自治領として認められたカナダは、1926年に英国から外交権を獲得し、1931年のウェストミンスター憲章で承認された。1982年にカナダ憲法の成立により、完全に英国から独立した²。

カナダの公用語は、英語及びフランス語である。ケベック州ではフランス語系住民が約8割を占めており、分離独立を求める動きもある。

カナダの法制度³は、いわゆる英米法系に属するといえる⁴。より具体的に言えば、カナダの法制度は、連邦及びほとんどの州・準州では英国法⁵、ケベック州ではフランス法を継受し、米国の影響も受けつつ（但し、カナダと米国の法制度は、英国法を継受したという点では共通するものの、大きく異なる点が少なくない）、カナダ独自の発展を遂げてきた⁶。

カナダのほとんどの州には、ドイツやフランスの民法典のように明確で確立された民法体系は無い（但し、ケベック州では、州議会により、全10編で3000条を超える民法典が

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるカナダの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2017年版』（二宮書店、2017年）411～412頁等を参照した。

³ カナダの法制度については、遠藤誠著「世界の法制度〔米州編〕第2回 カナダ」（『国際商事法務 Vol.45, No.6』（国際商事法研究所、2017年）所収）861～867頁を参照されたい。

⁴ 但し、ケベック州は、フランスの植民地であったことから、大陸法たるフランス法の影響を強く受けている。

⁵ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

⁶ 佐藤信行著「カナダの憲法と法律」（『はじめて出会うカナダ』（日本カナダ学会編、2009年）所収）98頁。

制定されている)。主にコモン・ローにより形成されたカナダの民法は、「不法行為法」、「契約法」等に分けることができる。

カナダの不法行為法 (Tort Law) は、英国のコモン・ローから発展したものであり、英国の判例の影響を受けているが、米国及びオーストラリア等の判例の影響も受けている。故意 (intention) 又は懈怠 (negligence) による不法行為を規律する法の主要部分は、各州において似かよっている。コモン・ローにより、他人を害する可能性のあることが予見可能な作為又は不作為を回避するための合理的な注意をすべき一般的な注意義務が課されていると考えられる⁷。

カナダにおける契約法 (Contract Law) は、コモン・ローが重要であるが、さまざまな制定法が存在している (州によって異なるが、動産売買契約、消費者契約等の契約類型について制定法が存在する)。契約法の分野における各州の判例の内容は、基本的には似かよっているといえるが、各州の制定法により修正されている場合もある。カナダの契約法の下では、契約が成立するための基本的要素として、①当事者間に法的関係を創出しようとする意思があること、②契約についての両当事者の合意、即ち「申込」(offer) と「承諾」(acceptance) があること、③契約当事者間で「約因」(consideration) の取り交わしがあったことが挙げられる。「約因」とは、「受約者が約束者に利益を与えるか、又は約束者が不利益を被ること」、又は「約束者に対し受約者が支払う対価」をいう⁸。裁判所が、上記①(「当事者間に法的関係を創出しようとする意思があること」)の有無を判断するにあたっては、(当事者が主観的に何を意図したかではなく、)「合理的人間は、契約当事者の行為を観察することによって、彼らが(契約により)拘束されるという意思を有していたことを理解するであろうか」という基準による⁹。

カナダは連邦制の国家であり、カナダの法制度は、連邦・各州の判例及び制定法から構成される。本稿は、基本的に、連邦法を対象とする。

1994年には米国、カナダ及びメキシコの間で北米自由貿易協定 (NAFTA) が発足した。米国でトランプ政権が発足してからは、NAFTAの再協議が行われていたが、2018年9月30日、新たな貿易枠組である「米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)」を締結することで当該3か国が合意に達し、既に署名された。また、カナダは、米国を除く11か国による「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP)を批准した。

多くの日本企業が、カナダ企業との貿易を行い、またカナダに対する投資を行ってきたことから、カナダは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。カナダは、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。このようなカナダの重要性に鑑みると、カナダの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、

⁷ 前掲「カナダ法概観」26～28頁 (佐藤岩昭執筆部分)。

⁸ 『イギリス法入門 [第2版]』(田島裕著、信山社、2009年) 47頁。

⁹ 「カナダ法概観」(新潟大学法学部日加比較法政研究会編『カナダの現代法』(御茶の水書房、1991年)所収) 28～29頁 (佐藤岩昭執筆部分)。

非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、カナダの知的財産法の概要を紹介することとしたい¹⁰。

II 知的財産法全般

一般に、カナダの法制度は、連邦法と州法から構成されるが、知的財産法分野に関しては、連邦法が中心的役割を果たす。連邦法としては、特許法、意匠法、商標法、著作権法、集積回路トポグラフィ法（Integrated Circuit Topographic Protection Act）、植物育種者権利法（Plant Breeders' Rights Act）等がある。また、判例法主義を採るカナダでは、連邦裁判所及び州裁判所の判例も、重要な役割を果たす。

カナダは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、特許協力条約（PCT）、特許法条約、微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、国際特許分類に関するストラスブール協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）等である。カナダは、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」にも加盟することを予定している。

知的財産権に関連するカナダの政府機関のうち最も主要なものである「カナダ知的財産庁」（Canadian Intellectual Property Office (CIPO)）¹¹は、カナダ連邦政府のイノベーション・科学・経済開発省に属する機関の一つであり、特許、意匠、商標、集積回路配置及び著作権を管轄する。植物新品種の登録申請手続等は、カナダ食品検査庁が管轄する。

III 特許

1 概要

1869年に施行されたカナダの最初の特許法は、米国の先発明主義を取り入れたカナダ独自のものであった。しかし、1989年改正特許法は、国際的趨勢に合わせる大改正を行った。当該改正は、カナダの特許協力条約（PCT）への加盟に合わせるもののほか、先発明主義から先願主義に移行したこと、特許期間につき従来は「特許日より17年間」であったのを「出

¹⁰ 本稿の執筆にあたっては、主に、以下の文献等を参照した。

① 「<カナダ法務情報>カナダの知的財産法の構造、運用と保護」（日本貿易振興機構、2011年）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2011/07000704.html>

② ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「カナダ」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

¹¹ <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/Home>

願日より 20 年間」に変更したこと、早期出願公開制度を導入したこと等、大きな変化をもたらした。その結果、カナダの特許法制度は、米国の特許法制度とはかなり異なるものとなった。

特許が付与される「発明」とは、「新規かつ有用な技術・方法・機械・製造物若しくは合成物、又は技術・方法・機械・製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良」をいう。発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならない。不特許事由には、①コンピュータ・ソフトウェア自体、②芸術的・個人的・専門家的な能力に関する方法又は製品、③知的方法・美的表現のみから生じる結果としての方法又は製品、④人間又は動物の医学的処置方法、⑤公序良俗違反等がある。

なお、カナダには、実用新案制度は無い。

2 出願

カナダ内に住所又は居所を有しない外国出願人は、代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願言語は、英語又はフランス語である。

出願書類がカナダ知的財産庁に提出されると、方式的要件及び実体的要件の審査が行われる。方式的要件を満たしていないと判断された場合、一定の期間内に補正することが命じられる。補正命令に応答しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

出願日又は優先日から 18 か月経過後、出願内容が公開される。出願人は、18 か月経過前であっても、早期公開を請求することもできる。

出願人又は第三者は、出願日から 5 年以内に出願審査の請求をすることができる。期間内に出願審査の請求が行われなかった場合、原則として、出願は放棄されたものとみなされる。審査を促進しなければ出願人又は第三者の権利が害されるおそれがある場合には、早期審査を請求することもできる。なお、5 年以内に出願審査の請求をしなかったために放棄されたとみなされた出願であっても、みなされた日より 1 年以内に審査請求・回復請求を提出することにより、当該出願を回復することができる。

なお、日本の特許庁とカナダ知的財産庁は、2009 年 10 月 1 日から、日本カナダ特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。これにより、例えば、一定の要件を満たす日本での特許出願の出願人は、所定の書類及び費用をカナダ知的財産庁に提出・納付することにより、日本特許庁の審査結果に基づいてカナダ知的財産庁での優先審査を受けることができるようになった。また、いずれかの参加国の審査結果に基づく PPH 申請を可能とする特許審査ハイウェイ試行プログラム「PPH MOTTAINAI」も実施されている¹²。

3 審査

実体審査において、審査官は、①単一性、②特許可能性、③実用性、④新規性、及び⑤非

¹² <https://www.jpo.go.jp/ppph-portal-j/mottainai.htm>

自明性という 5 つの特許要件を満たしているか否かについて審査する。

出願日前 1 年以内（グレース・ピリオド）に行われた出願人による直接又は間接の発明の開示・公表等は、新規性を喪失させない。新規性が認められないケースとしては、例えば、出願日より 1 年以上前に、出願人により、カナダ又は他の場所において、発明が公衆の利用に供される方法で開示された場合等がある。

審査官が実体審査を行った後、特許要件を満たしていないと判断した場合、6 か月以内に補正することが命じられる。補正命令に応答しない場合、又は応答したが拒絶理由を解消できていないと審査官に判断された場合、拒絶理由通知が発行される。拒絶理由通知に対する補正書の提出により、拒絶理由が解消された場合、拒絶は撤回される。他方、拒絶理由を解消できていないと判断された場合、特許審判部に回送され、さらに審理が行われる。特許要件を満たすと判断された場合、特許付与の決定が行われる。

4 登録

特許権は設定登録日から発生し、特許の存続期間は、出願日から 20 年である。

特許権者は、特許権の存続期間中、発明を実施する排他的権利を有し、譲渡、実施許諾等を行うことができる。

特許権の設定登録後、利害関係人は、連邦裁判所に対し、特許権の無効宣告を申し立てることができる。

5 侵害

特許権者の許諾なく、特許権の有効期間中に、カナダ国内で、特許実施行為（発明にかかる製品の製造・組立・使用及び当該製品を販売する行為）を行った者は、特許権侵害の責任を負わなければならない。

特許権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、侵害品の引渡・廃棄、損害賠償、不当利得の返還等の責任を追求することができる。懲罰的賠償も認められるが、実際に懲罰的賠償が命じられるのは稀である。

特許権侵害訴訟は、侵害地の連邦裁判所が管轄する。訴訟時効は、侵害行為時から 6 年である。特許権を行使するにあたり、特許番号等を表示する必要は無い。

特許権侵害判断にあたっては、オール・エレメント・ルールが採用されている。また、実質的に同じ方法で、同じ機能を有し、同じ結果が得られる場合には、均等侵害が認められる。

カナダでは、国内消尽は認められているが、国際消尽は認められていない。しかし、黙示の許諾と判断される場合が多い。

IV 意匠

1 要件

「工業意匠法」によると、意匠とは、「完成品における形状・輪郭・模様若しくは装飾の特徴及びそれら特徴の組合せであって、視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるもの」をいう¹³。

なお、カナダでは、部分意匠制度が採用されている。

2 出願

カナダに居所又は事業拠点を有しない出願人は、カナダの現地代理人を選任しなければならない。

カナダでは、従来、出願公開制度が採用されていなかったが、2018年11月5日施行の改正「工業意匠法」により、出願公開制度が導入され、出願日又は優先日から30か月で公開されることとなった。

出願書類がカナダ知的財産庁に提出されると、方式的要件及び実体的要件の審査が行われる。方式的要件を満たしていないと判断された場合、3か月以内に補正することが命じられる。補正命令に応答しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

出願人は、出願に係る意匠が第三者に模倣され又は模倣されるおそれがある場合、意匠について実施許諾を求められている場合には、早期審査を請求することができる。

2018年11月5日、カナダのハーグ協定への加盟にあたり、改正「工業意匠法」が施行された。これにより、ハーグ協定に基づき、国際意匠登録出願を行うことが可能となった¹⁴。

また、2018年11月5日以降、PDFファイルでの電子出願が可能となった。

3 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。知的財産庁が、方式要件を満たすと判断した全ての出願について、実体審査が行われる。

実体審査は、意匠出願に係る意匠が意匠法の定める保護対象の範囲内にあるか否か、及び新規性及び独創性を有するか否か等について行われる。新規性の要件は、①出願に係る意匠が、他の意匠と同一又は類似でないこと、及び②既に登録された意匠と混同する意匠でないことである。独創性の要件は、意匠が実質的な独創性を有することである。新規性及び独創性は、カナダ国内の文献だけでなく、世界中の文献をもとに判断される（世界公知）。

但し、出願日前1年以内（グレース・ピリオド）に行われた出願人による直接又は間接の

¹³ カナダの意匠法の和訳は、特許庁のウェブサイトに掲載されている。

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/mokuji.htm#canada>

¹⁴ ①WIPO ウェブページ

https://www.wipo.int/hague/en/news/2018/news_0010.html

②カナダ知的財産庁ウェブページ

<https://www.canada.ca/en/innovation-science-economic-development/news/2018/11/new-tools-for-canadians-to-protect-their-intellectual-property-on-the-international-stage.html>

発明の開示・公表等は、新規性を喪失させない。

審査の結果、出願に係る意匠が、新規性及び独創性等の要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、所定期間内に、補正書・意見書を提出して応答することができる。応答しない場合、又は応答したが拒絶理由を解消できていないと判断された場合、出願は放棄されたものとみなされる。

4 登録

知的財産庁が意匠登録を認めたことに対して不服のある利害関係人は、連邦裁判所に、登録取消請求を行うことができる。

従来、意匠権の存続期間は、登録日から10年とされてきたが、2018年11月5日施行の改正「工業意匠法」により、①最長で出願日から15年（但し、審査期間を含まない）、②最短で登録日から10年、に変更された。

5 侵害

意匠権者の許諾なく、意匠権の有効期間中に、カナダ国内で、意匠実施行為（登録意匠又は実質的に同一の意匠が用いられた物品を、取引若しくは事業目的で製造・輸入・販売・賃貸・販売申出・賃貸申出・展示する行為等）を行った者は、意匠権侵害の責任を負わなければならない。

カナダでは、国内消尽は認められているが、国際消尽は認められていない。しかし、黙示の許諾と判断される場合が多い。

意匠権侵害訴訟の裁判管轄は、連邦裁判所及び州上級裁判所が有する。訴訟時効は、侵害行為時から3年である。

登録意匠権を示す⑩等の表記をしていなかった場合、差止請求のみが認められ、損害賠償請求は認められない。

カナダでも、米国と同様に、「トレード・ドレス」(Trade Dress)の概念が認められており、これによる法的保護を受けられる可能性がある。これは、未登録で出所を表示するものであり、例えば、商品のパッケージや、サービスのビジネス事業者の全体的イメージ等を含む概念である。トレード・ドレスを主張するためには、機能に基づく形状・表示ではないことを立証しなければならない。

V 商標

1 概要

商標とは、「自己が製造・販売・貸与若しくは利用する商品又はサービスを、他人が製造・販売・貸与若しくは利用する商品又はサービスから区別するために使用する標章」をいう。

カナダでは、立体商標、証明商標、連合商標等が認められている。

従来、色彩、ホログラム、動き、音、香り、味、触覚は、商標の対象とはされていなかったが、2019年6月17日施行の改正「商標法」により、これらは新たに商標の対象として認められることとなった。

2 出願

カナダでは、出願人は、①カナダで当該商標を使用する予定又は意図があること、②カナダで既に当該商標を使用していること、③出願人の自国で当該商標を出願又は登録し、かつ外国で既に使用していること、④外国で既に使用された当該商標がカナダで知られるようになっていて、のうち1つ又は複数を出願根拠としなければならないとされてきた。これに関し、2019年6月17日施行の改正「商標法」によると、施行日以降は、①出願商標の使用開始日の特定、②外国商標登録及び使用に関する情報、③使用宣誓書のいずれもが不要となった。

カナダ内に住所又は居所を有しない外国出願人は、代理人を選任して商標出願手続を委託しなければならない。出願言語は、英語又はフランス語である。

商標出願時には、商標を実際に使用している必要は無いが、商標を使用する誠実な意図を有することは必要である。

カナダは、従来、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟しておらず、マドプロ出願によりカナダでの商標登録を受けることはできなかった。しかし、2019年6月17日施行の改正「商標法」により、カナダがマドリッド・プロトコルに加盟し、マドプロ出願によりカナダでの商標登録を受けることができるようになる。また、カナダは、従来、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に加盟しておらず、ニース分類を採用していなかったが、当該協定への加盟及び2019年6月17日施行の改正「商標法」により、ニース分類を採用することとなった。

3 審査

商標出願に対しては、①方式審査、並びに②登録性及び既登録商標との抵触等について実体審査が行われる。商標出願は全件審査されるため、審査請求制度は無い。

審査官が、方式要件又は実体要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が送付される。これに対し出願人が通知日から6か月（正当な理由があれば、延長可能）以内に応答せず、又は拒絶理由を解消できなかった場合、当該商標出願は拒絶される。拒絶査定に対し、出願人は、連邦裁判所に対して不服申立てを行うことができる。

4 登録

審査官が、方式要件及び実体要件の両方を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。出願公告日から2か月間、誰からも異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録

証が発行される。

従来、登録商標権の存続期間は、登録日から 15 年であり、以後 15 年ごとに何回でも更新することができることとされてきた。しかし、2019 年 6 月 17 日施行の改正「商標法」により、「15 年」を「10 年」に短縮することとなった。

登録商標権者は、登録商標の存続期間中も更新の際も、当該登録商標の使用証拠をカナダ知的財産庁に提出する必要は無い。

商標出願及び商標権は、事業の譲渡とは関係なく、譲渡することが可能である。

登録商標が 3 年以上使用されていないときは、第三者の請求により、当該登録商標は取り消される可能性がある。

5 侵害

商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、カナダ国内で、商標実施行為を行った者は、商標権侵害の責任を負わなければならない。商標実施行為は、登録商標と同一又は誤認若しくは混同を生じさせるおそれがある程度に類似する商標を、当該登録商標の商品又はサービスについて業として使用する場合における、①登録商標としての使用（製造、流通及び販売等）、②広告宣伝において商品・商品の出所を示す使用、③広告宣伝においてサービス・サービスの提供元を示す使用である。

商標権侵害訴訟の裁判管轄は、連邦裁判所が有する。訴訟時効は、管轄する州法に規定がある場合は当該期間となり、規定が無い場合は侵害行為時から 6 年である。

VI 著作権

1 概要

カナダの著作権法は、もともとは、1911 年英国著作権法を母法として 1921 年に制定されたものである。その後の幾度もの改正を経て、現在の著作権法に至っている¹⁵。

カナダはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はカナダでも保護される。

2 著作物

著作物は、創作性のあるものであること（即ち、著作者により独立して作成され、かつ、最小限の創造性を有すること）が必要である。

著作物の種類としては、文学、音楽、美術、映画等がある。文学著作物には、図表、コンピュータ・プログラム（何らかの方法により表現、固定、具現化又は蓄積された指令又は命令の組み合わせであって、特定の結果を得るためにコンピュータにおいて直接的又は間接

¹⁵ 本稿における著作権法の和訳の表記については、主に、「著作権情報センター」のウェブサイトに掲載のものを参照した。<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>

的に使用されるもの) 及び文学の著作物の編集物が含まれる。

3 著作権

著作物の著作権とは、著作物又はその実質的部分を、何らかの有形的形式において、製造又は複製し、公に実演し、著作物が未発行の場合には発行する独占権をいう。

他に、実演家の実演の著作権、レコードの著作権、放送する伝達信号の著作権は、著作権法に規定されている。著作者人格権も保護される。

著作権の保護期間は、著作者の生存期間中及び死後 50 年後の年の 12 月 31 日まで存続する。

なお、カナダの著作権法は、英国の著作権法の影響から、フェア・ディーリング規定を有する。米国の著作権法のようなフェア・ユース規定は導入されていない。

4 無方式主義

カナダでは、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

また、任意で著作権を登録することも可能である。著作権登録証明書は、著作権に関する法的紛争が生じた場合、証拠として使用される。

5 侵害

著作権者の許諾なく、著作権の有効期間中に、カナダ国内で、著作権使用行為を行った者は、著作権侵害の責任を負わなければならない。著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、侵害品の引渡・廃棄、損害賠償、不当利得の返還等の責任を追求することができる。

著作権侵害事件においては、法定損害賠償・懲罰的賠償の請求も認められている。即ち、法定損害賠償額は、①当該侵害が商業目的である場合には、各著作物その他の目的物について、当該手続に含まれるすべての侵害に対し、500 ドル以上 20,000 ドル以下の額であって裁判所が正当と認めるもの、②当該侵害が非商業目的である場合には、各著作物その他の目的物について、当該手続に含まれるすべての侵害に対し、100 ドル以上 5,000 ドル以下の額であって裁判所が正当と認めるものである。また、被告の得た利益の大きさ・侵害の悪質さ等を考慮し、懲罰的賠償が認められる。

VII 営業秘密

カナダには、日本の「不正競争防止法」に相当する独立した制定法は存在せず、営業秘密侵害行為に関する制定法は無い。

しかし、カナダにおいても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、判例法に基づく営業秘密保護が認められている。

営業秘密とは、製法、方法、技術、製造費用、顧客リスト、事業計画等の秘密の営業情報が含まれる。

ノウハウ等の営業秘密は、秘密保持措置がとられていること、公開されていないこと等の要件を満たせば、コモン・ロー及び刑法に基づく法的保護を受けることができる。

営業秘密侵害者に対する民事訴訟は、各州の州法に基づいて行われる。損害賠償の範囲には、営業秘密所有者の被った損害、不正取得者が得た利益、訴訟費用があり、悪質な事案においては、懲罰的賠償も認められる可能性がある。

VIII 詐称通用 (パッシング・オフ)

「詐称通用」(passing off)とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(good will)と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。カナダにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が判例法上認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、カナダで商標登録をしていなくても、カナダにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。今日、詐称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。

詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示(意図的なものか否かを問わない)があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、である。

英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。カナダでも、英国の判例法と同じ考え方が採られている。

IX エンフォースメント

1 総説

カナダにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段(民事訴訟)、

刑事的手段（刑事訴訟）及び税関での差止がある。

民事的手段（民事訴訟）を選択することが一般的であるが、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関での差止を求めることもできる。全ての知的財産権は、実体法又はコモン・ローに基づき民事上の救済を受けることができる。刑事的手段（刑事訴訟）及び税関での差止は、主に、商標権侵害・著作権侵害の場合に認められる。

2 民事的手段（民事訴訟）

連邦制を採るカナダには、連邦裁判所の系列（連邦控訴裁判所、連邦裁判所等）と、州裁判所の系列（州控訴裁判所、州高位裁判所、州裁判所等）とがある。カナダ最高裁判所は、連邦法に関する事件について連邦控訴裁判所からの上訴事件を管轄するだけでなく、州法に関する事件について州控訴裁判所からの上訴をも管轄する権限を有する。この点、米国とは異なる制度となっている。

カナダの州裁判所における民事訴訟手続は、各州の州法により規定されている。カナダにおける民事訴訟手続の主な特徴は、以下のとおりである。①公判前手続におけるディスカバリー（証拠開示）は、米国ほど広くは行われていない。②訴訟で敗訴した当事者が、勝訴した当事者の訴訟費用の一部を支払わなければならない。③ビジネス関連の訴訟において、陪審裁判が行われることは稀である。④懲罰的損害賠償が認められるのは、原告の持つ権利に対する意図的な軽視があったとみられる事件に限定される¹⁶。また、カナダの州裁判所においては、英国ほどには、先例拘束性の原則は厳密に適用されてはいないといわれている¹⁷。

知的財産権侵害事件は、連邦裁判所及び州裁判所のいずれでも管轄することができるが、約 95%の事件が連邦裁判所で審理されている。その理由は、①一般に、連邦裁判所の方が知的財産権侵害事件に関し豊富な実績を有すること、②州裁判所の場合は、州ごとに地方の規定、判決の執行方法等に違いがあるため、分かりにくいこと等が挙げられる。

カナダの裁判所は、知的財産権の侵害事件だけでなく、知的財産権の有効性に関する無効事件も管轄することができる。従って、侵害事件における被告は、当該裁判所において、反訴として、原告の請求の根拠である知的財産権の有効性を争うことができる。

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。商標権侵害及び著作権侵害のケースでは、刑事処罰の手段も可能であるが、1 回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

さらに、民事訴訟を提起する場合、暫定的救済手段を利用することも考えられる（表 1 を参照）。但し、英米法独特の概念が多く、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、理

¹⁶ 『カナダ事業関連法ガイド』（ジェトロ、2014 年）11 頁。

¹⁷ ヨースト・ブロム著「コモン・ローと制定法」（森島昭夫＝ケネス・M・リシック編『カナダ法概説』（有斐閣、1984 年）所収）27～28 頁。

解が難しい面がある。

表 1 : カナダにおける暫定的救済手段

用語	定義
仮差止命令	緊急性がある場合に、裁判所の審理の間、被疑侵害者に一定の行為を継続しないように裁判所から出される命令。命令に違反した者には、法廷侮辱罪が成立し、罰金刑・禁固刑が科される可能性がある。仮差止命令が下された場合、21 日以内に執行しなければならない。
アントン・ピラー命令	被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令。被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の搜索・検査等を認めるように要求する。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である <i>Anton Piller KG v. Manufacturing Processes</i> (1976) が先例となっている。
マレーヴァ差止命令	被告資産を凍結し、損害賠償の支払いを受けるために資産を差し押さえること。

3 刑事的手段（刑事訴訟）

カナダでは、刑法及び刑事訴訟法は連邦議会が制定するが、一般刑事裁判及び行刑は各州の管轄に属する。

知的財産権侵害に対しては、カナダ連邦警察が権限を行使することができる。

刑事的手段（刑事訴訟）の対象は、主に、商標権侵害及び著作権侵害の場合に限られている。商標権侵害者に対する処罰としては、罰金刑が科されることが多く、禁固刑が科されることは稀である。

カナダでは、犯罪は、①略式手続の対象となるもの、②正式起訴手続の対象となるもの、及び③択一手続の対象となるものの3つに分類される。略式手続の対象となる場合は、2000ドル以下の罰金又は6か月以下の自由刑に処することができるのみである。正式起訴手続の対象となる場合は、2年未満の自由刑から終身刑までの自由刑に処することができる。択一手続の対象となる場合は、検察官が、略式手続と正式起訴手続のいずれとするかを選択することができる。カナダでは、予備審問制度（正式な裁判に先立って、当該事件を正式な裁判にかけることを正当とする十分な理由があるか否かを予備審問官が決定するという制度）が採られており、その際に用いられる判断基準は、シェパード・テスト（合理的な陪審員が適切な教示を受ければ、それに基づいて有罪の評決を下し得るほどの証拠が存在するか否か）である¹⁸。

4 税関での差止

¹⁸ 前掲「カナダ法概観」23～24頁（小野坂弘執筆部分）。

2014年12月9日に制定され、2015年1月1日に施行された「模倣品・海賊版対策法」(Combating Counterfeit Products Act (CCPA))は、商標権侵害・著作権侵害の成立範囲を広げ、罰則を強化するとともに、カナダの輸出入貨物につき水際取締りを行う権限をカナダ国境サービス庁(税関)に与えた。

上記の「模倣品・海賊版対策法」に基づき、税関は、商標権又は著作権の侵害物品が輸入又は輸出されようとしている場合、当該物品に対し、検査・取締りの権限を行使することができる。

商標権者及び著作権者としては、申請書を税関に提出することにより、商標権侵害物品・著作権侵害物品の水際での差止め・摘発が可能である(なお、著作権の立証のためには、あらかじめカナダで著作権登録を行っておくことが望ましい)。

税関での差止の大まかな流れは、①税関による被疑侵害物品の発見及び権利者への通知、②権利者による現物検査等の対応、③税関による物品保管等の対応、④権利者による裁判所への民事訴訟提起となる。

しかし、2018年4月27日、米国政府は、知的財産権保護に関する「2018年版スペシャル301条報告書」(“2018 Special 301 Report”)¹⁹を公表し、カナダにつき、昨年の「監視国」(ブラジル、メキシコ、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ベトナム等が含まれる)から、一段階厳しい「優先監視国」(カナダの他、中国、インド、インドネシア、ロシア等も含まれる)にレベルを引き上げた。米国政府は、同報告書の中で、①カナダ税関による水際での模倣品等の取締りが不十分であること、②カナダ税関には、通過貨物に対する検査・差止の権限が認められていないこと、及び③カナダは、インターネット上での著作権侵害行為が大きな問題とされる国の一つに含まれることを指摘している²⁰。とくに、上記②のカナダ税関の通過貨物に対する検査・差止の権限の問題は、従来から、米国とカナダの間で懸案とされてきた問題であった。米国政府の主張によると、カナダ経由で大量の模倣品が米国に流入しているにもかかわらず、カナダは税関に通過貨物を取り締まる権限を与えず、野放しにしているということである。カナダ政府は、前述した「模倣品・海賊版対策法」により税関の権限を強化する等の対策をとったと主張しているが、税関の権限はカナダ国内市場向けに輸入される物品に限られており、通過貨物及び積替え貨物は対象外とされているため、米国政府は納得していない²¹。

X おわりに

以上、カナダの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるカ

¹⁹ <https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018%20Special%20301.pdf>

²⁰ 『貿易と関税 第66巻第6号』(日本関税協会、2018年)85頁。

²¹ 『CIPIC ジャーナル Vol.259』(日本関税協会知的財産情報センター、2018年)33～34頁。

ナダにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。しかも、前述したとおり、カナダの知的財産法については、最近、広い範囲にわたり、大きな改正が行われた。

①米国に隣接しており、USMCA（以前の NAFTA）締約国でもあるカナダは、大きな発展を遂げる潜在力がある国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと、②カナダで知的財産権侵害対策をとることにより、とくに米国への知的財産権侵害物品の流通を抑止する効果も期待できること等をも合わせ考えると、今後も、カナダの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14839』（経済産業調査会、2018年、原題は「世界の知的財産法 第24回 カナダ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。